

石川県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、余震等による人的被害の防止を図るため、地方公共団体の要請に基づき、地震による被災建築物の危険度について応急に判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う者の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、石川県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

(認定の基準及び申請)

第3条 判定士の認定は、県内に在住し、又は在勤している者であって、次の各号の一に該当し、かつ、応急危険度判定に関する指定講習を修了した者について知事が行う。

- 一 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建築士
 - 二 前号に掲げる者のほか、知事が認めた者
- 2 前号の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書を知事に提出しなければならない。

(他都道府県の認定者等)

第3条の2 他の都道府県において、判定士と同等の認定を受けた者は、第11条による指定講習を修了した者とみなして、前条の規定を適用することができる。

(認定証の交付等)

第4条 知事は、第3条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が判定士として適格と認めたときは、当該申請者を判定士認定台帳に登録するとともに、申請者に判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付する。

- 2 知事は、第3条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が判定士として適格でないと認めたときは、認定証の交付を行わぬことができる。この場合において、知事は、申請者に理由を付して通知するものとする。

3 判定士は、応急危険度判定の作業中は、常時、認定証を携帯しなければならない。

(認定の通知)

第4条の2 知事は、第3条の2を適用して判定士の認定を行ったときは、従前の認定都道府県に対し、認定を行った旨を通知する。

(認定証の更新)

第5条 認定証の有効期間は、5年とする。

- 2 認定証の更新を受けようとする者は、更新申請書に認定証を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、判定士認定台帳に更新した旨を記載するとともに、申請者に認定証を交付する。

(変更の届出)

第6条 判定士は、第3条第2項に規定する認定申請書又は前条第2項に規定する更新申請書に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定証の再交付申請)

第7条 判定士は、認定証の記載事項に変更を生じたとき又は認定証を紛失し、若しくは汚損したときは、速やかに、その理由を付して知事に認定証の再交付を申請しなければならない。

(認定の辞退)

第8条 判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定証を添えて知事に届け出なければならない。ただし、他都道府県への移転に伴い、本県の認定をもとに移転後の都道府県の認定を受ける場合はこの限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出者を判定士認定台帳から抹消するものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、判定士が次の各号の一に該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- 一 法第9条の規定による免許の取消しを受けた場合
- 二 法第10条第1項の規定による懲戒を受けた場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、知事が必要と認める場合

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該取消しをした者を判定士認定台帳から抹消する。

(認定証の返納)

第10条 判定士は、認定がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その認定証を知事に返納しなければならない。第7条の規定による再交付を受けた場合における従前の認定証についても、同様とする。

(指定講習)

第11条 第3条第1項に規定する指定講習は、次に掲げる講習とする。

- 一 法第22条第2項の規定により、知事が実施する講習
- 二 建築士を対象とする講習の指定に関する規程（昭和61年建設省告示第1423号）第3条第1項の規定により、建設大臣が指定する講習
- 三 石川県建築士を対象とする講習の指定に関する要綱（昭和62年1月1日）第3条第1項の規定により、知事が指定する講習
- 四 前三号に掲げる講習と同等であると知事が認めた講習

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月3日から施行する。

平成12年9月1日一部改正